職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室

１．改正の趣旨

○　職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく技能検定については、同法第 44 条第１項及び第 51 条の規定に基づき、検定職種ごとの等級、技能検定試験の試験科目及びその範囲その他技能検定の実施に関し必要な事項を、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）において定めている。

○　今般、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」において、「真空成形」及び「ブロック建築」に係る業務について、令和９年４月より、育成就労制度の工業製品製造業分野及び建設分野における「育成就労外国人に修得させる技能」として新たに設定するとともに、技能水準の確認に技能検定（基礎級及び３級）を活用することとされ、当該内容を「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（以下「分野別運用方針」という。）に反映する改正が検討されている。

○　これを受けて、「職業能力開発専門調査員会」において技能検定試験の内容の検討を行った結果、現行の規則において未整備となっているプラスチック成形職種真空成形作業３級及びブロック建築職種コンクリートブロック工事作業基礎級を追加することとされた。今後、育成就労制度の対象分野における受入対象業務とすることについて、本年 12 月の「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」での了承及び分野別運用方針改正の閣議決定を経て、令和９年度から試験を実施することを予定している。

○　こうした中、令和９年度からの試験の実施に向けては、令和９年１月中旬をめどに規則にこれらの技能検定を追加するとともに、技能検定の実施計画に係る厚生労働大臣告示（「令和九年度技能検定実施計画」）を定める必要がある。

○　以上を踏まえ、育成就労制度への対応及び技能検定試験の適切な実施を図るため、検定職種の等級並びに試験科目及びその範囲の見直し等を行うほか、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 60 号。以下「技能実習法改正法」という。）の施行に伴う規定の整備を行うため、規則について所要の改正を行う。

２．改正の概要

○　育成就労制度への対応のため、プラスチック成形職種の３級について、真空成形に係る試験科目及びその範囲を追加する（規則別表第 13 の２及び第 14 の２関係）。

○　育成就労制度への対応のため、ブロック建築職種について基礎級を追加する（規則別表第 11 の４及び第 13 の３関係）。

○　技能実習法改正法の施行に伴い、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改める等の規定の整備を行う（規則第 66 条第４項関係）。

○　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　職業能力開発促進法第 44 条第１項及び第 51 条

４．施行期日

○　公 布 日：令和９年１月中旬（予定）

○　施行期日：令和９年４月１日